

第 1 0 8 号議案

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例

(設 置)

第 1 条 足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）第 4 条に規定する事業の適正な実施の確保を図るとともに足立区障がい福祉センター（以下「障がい福祉センター」という。）のあり方を検討するため、区長の附属機関として、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所 掌 事 項)

第 2 条 検討委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、区長に答申する。

(1) 障がい福祉センター職員による虐待の再発防止及び障がい福祉センター事業の改善に関すること。

(2) 障がい福祉センターの公的役割及び公正かつ公平な専門機関としてのあり方に関すること。

(3) 区の現状に即した、障がい福祉に係る組織及び事業に関すること。

(組 織)

第 3 条 検討委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員 7 人以内をもって組織する。

(委 員 長 及 び 副 委 員 長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、区長が委嘱した日から調査及び審議が終了する日までとする。

(意見聴取等)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、非公開とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和

39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会	日額 7,000円
----------------------	-----------

(提案理由)

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会を設置する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。